

「見えない死角はどこにも潜む 意識集中 運転集中！」平成28年度最優秀交通安全標語

いよいよ師走、何かと忙しい、また寒さが厳しくなってくる12月が始まりましたがいかががお過ごしでしょうか。今から年末年始に向けては交通量も増え、車を運転する機会も増えてくる時期になりますがくれぐれも交通事故を起こさないように安全運転を心がけてください。

さて、昨今高齢者が関係する交通事故が連日のように報道されております。そこでリスクの高い高齢運転者への対策として改正道路交通法、「高齢運転者への臨時認知機能検査と講習と実施－認知症疑う違反に限る」についてが平成29年3月12日に施工されることが決まりました。

今月は道路交通法が改正される「75歳以上の高齢運転者への対策」について取り上げてみました。

I. 改正道路交通法が施行されます（平成29年3月12日施行）

■臨時認知機能検査などの実施

75歳以上の高齢運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい18の違反行為をした場合は、更新時に「認知症の恐れあり」とされていなくても「臨時認知機能検査」を受けることになります(18の違反は下欄参照)。

そして臨時検査の結果、認知機能が低下している恐れがあると判断された高齢者に対しては、「臨時高齢者講習」が実施されます。

講習は個別指導等により、認知機能の低下を自覚させ本人の状況に応じた安全な運転行動を指導するものです。



■第1分類の高齢者には臨時適性検査等を実施

また、認知機能検査の結果、第一分類(認知症の恐れがある)と判断された運転者に対しては、公安委員会は臨時適性検査(専門医による診断)を行うか、医師の診断書の提出を命じることができるようになります。

専門医による診断等で認知症が認められた場合は、免許の取消しか停止が行われます。

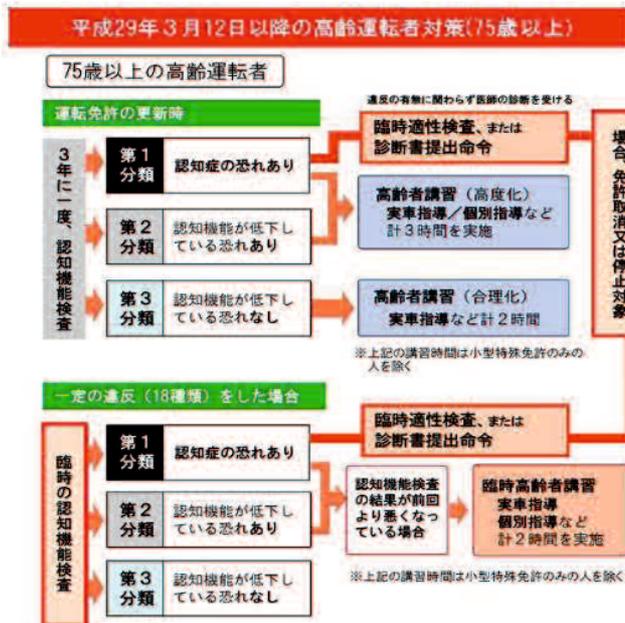
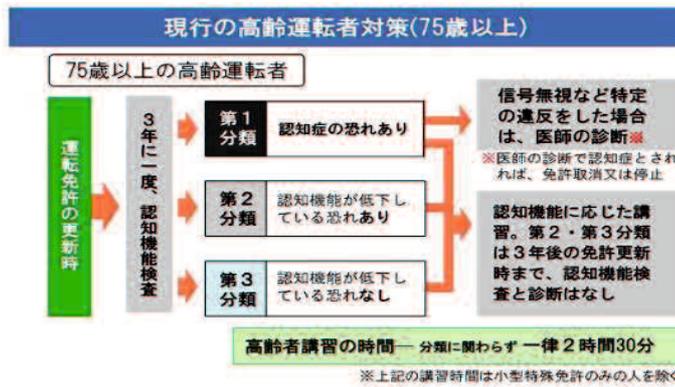
なお、高齢運転者が上記の臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合も、免許の取消し又は免許の効力停止処分が実施されます。

【臨時認知機能検査の対象となる違反行為】

- ① 信号無視(点滅信号を含む)
- ② 通行禁止違反(一方通行道路を逆行するなど)
- ③ 通行区分違反(逆走や歩道の通行など)
- ④ 指定横断等禁止違反(禁止場所で横断・転回するなど)
- ⑤ 進路変更禁止違反(黄線を越えてレーン変更など)
- ⑥ 踏切での違反(踏切前不停止/しゃ断踏切立ち入りなど)
- ⑦ 交差点右左折方法違反(徐行せず右左折する)
- ⑧ 指定通行区分違反(直進レーンから右折するなど)
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反(徐行しないなど)
- ⑩ 優先道路通行車妨害(交差する優先道路の車の通行を妨害)
- ⑪ 交差点優先車妨害(対向車の直進を妨げて右折するなど)
- ⑫ 環状交差点通行車妨害
- ⑬ 横断歩行者等妨害(横断歩道で一時停止しないなど)
- ⑭ 横断歩道のない交差点で歩行者横断を妨害など
- ⑮ 徐行場所違反(徐行すべき場所で徐行しない)
- ⑯ 指定場所一時不停止(「止まれ」標識で止まらない など)
- ⑰ 合図不履行(右左折などの際にウィンカーを出さない)
- ⑱ 安全運転義務違反(操作ミスなど)



【高齢運転者対策の改正点の概要】



■改正のポイントは

- 1 臨時認知機能検査の実施
- 2 第1分類となった人は、全て臨時適性検査を受けるか医師の診断書を提出
- 3 高齢者講習時間・内容が認知機能によって変わる

II. 今月のスローガン

「飲酒運転の根絶」(企業開発センター交通問題研究室)

飲酒運転は あなたのすべてを狂わせる